

広島県告示第三十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年一月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
広島県広島市西区己斐上三丁目、同区己斐上四丁目、同区己斐上五丁目、同区己斐上六丁目、同区己斐大迫一丁目、同区己斐大迫二丁目及び同区己斐東一丁目地内	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称
己斐上五丁目二五（二六一）	急傾斜地の崩壊	己斐上五丁目二五（二六一）
己斐上五丁目二六（二六二）	急傾斜地の崩壊	己斐上五丁目二六（二六二）
己斐上五丁目二二（二六三）	急傾斜地の崩壊	己斐上五丁目二二（二六三）
己斐上五丁目二一（二六四）	急傾斜地の崩壊	己斐上五丁目二一（二六四）
己斐上四丁目二二（二六三）	急傾斜地の崩壊	己斐上四丁目二二（二六三）
己斐上四丁目二一（二六四）	急傾斜地の崩壊	己斐上四丁目二一（二六四）
己斐上四丁目二二（二六五）	急傾斜地の崩壊	己斐上四丁目二二（二六五）
己斐上四丁目二一（二六六）	急傾斜地の崩壊	己斐上四丁目二一（二六六）
己斐上五丁目八	急傾斜地の崩壊	己斐上五丁目八
己斐上四丁目八	急傾斜地の崩壊	己斐上四丁目八
己斐上五丁目八六四（二七〇）	急傾斜地の崩壊	己斐上五丁目八六四（二七〇）
己斐上三丁目一三六九（四四八六）	急傾斜地の崩壊	己斐上三丁目一三六九（四四八六）
区域の表示	区域の表示	区域の表示及び法規
次の図のとおり	次の図のとおり	区域の表示及び法規（平成三十年四月十八日政令第八十四号）で定める事項



己斐上三丁 目(一九〇一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	己斐上三丁 目(一九〇一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
己斐上三丁 目四二(八三五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	己斐上三丁 目四二(八三五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
己斐上三丁 目四二(八三五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	己斐上三丁 目四二(八三五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
己斐上六丁 目四五五(八四五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	己斐上六丁 目四五五(八四五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
己斐上五丁 目二(四一六五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	己斐上五丁 目二(四一六五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
己斐上五丁 目(五五二三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	己斐上五丁 目(五五二三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
己斐上四丁 目(五五二四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	己斐上四丁 目(五五二四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
己斐上六丁 目(五五二五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	己斐上六丁 目(五五二五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
己斐上五丁 目(五五三六)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	己斐上五丁 目(五五三六)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
己斐上五丁 目(五五三六)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	己斐上五丁 目(五五三六)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
己斐上三丁 目(五六三六)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	己斐上三丁 目(五六三六)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
己斐上三丁 目(五六三四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	己斐上三丁 目(五六三四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
己斐上五丁 目(五六六五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	己斐上五丁 目(五六六五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
己斐上五丁 目(五六六一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	己斐上五丁 目(五六六一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
己斐上六丁 目七二九(五三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	己斐上六丁 目七二九(五三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
八幡川支川 五(一六七)	土石流	次の図のとおり	八幡川支川 五(一六七)	土石流	次の図のとおり

八幡川支川 左一(六七 三八隣一	土石流	次の図のとおり	八幡川支川 左一(六七 三八隣一	
八幡川支川 左一(六七 三八)	土石流	次の図のとおり		
八幡川支川 右六(六七 三七隣一	土石流	次の図のとおり		
八幡川支川 右六(六七 三七)	土石流	次の図のとおり		
八幡川支川 右五(六七 三六)	土石流	次の図のとおり		
八幡川支川 右四(六七 三五)	土石流	次の図のとおり		
八幡川支川 右三(六七 三四)	土石流	次の図のとおり		
八幡川支川 右二(六七 三三)	土石流	次の図のとおり		
八幡川支川 右一(六七 三二一)	土石流	次の図のとおり		
八幡川支川 一四(二七 五)	土石流	次の図のとおり		
八幡川支川 一三(二七 四一)	土石流	次の図のとおり		
八幡川支川 一二(二七 三)	土石流	次の図のとおり		
八幡川支川 一一(二七 二)	土石流	次の図のとおり		
八幡川支川 九(二七一	土石流	次の図のとおり		
中郷川(二 六八一二)	土石流	次の図のとおり		中郷川(二 六八一二)
中郷川(二 六八一二)	土石流	次の図のとおり		中郷川(二 六八一二)
八幡川支川 一一(二七 二)	土石流	次の図のとおり	八幡川支川 一一(二七 二)	
八幡川支川 一四(二七 五)	土石流	次の図のとおり	八幡川支川 一四(二七 五)	
八幡川支川 一三(二七 四一)	土石流	次の図のとおり	八幡川支川 一三(二七 四一)	
八幡川支川 一二(二七 三)	土石流	次の図のとおり	八幡川支川 一二(二七 三)	
八幡川支川 一一(二七 二)	土石流	次の図のとおり	八幡川支川 一一(二七 二)	
中郷川(二 六八一二)	土石流	次の図のとおり	中郷川(二 六八一二)	
中郷川(二 六八一二)	土石流	次の図のとおり	中郷川(二 六八一二)	

八幡川支川 左一(六七 三八隣―二 三九)	八幡川支川 左二(六七 三九)	八幡川支川 左三(六七 四〇)	八幡川支川 左四(六七 四一)	八幡川支川 左五(六七 四二)	八幡川支川 左六(六七 四三―一)	八幡川支川 左六(六七 四三―二)	八幡川支川 八(九五五 六)	八幡川支川 一〇(九五 六)
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
八幡川支川 左一(六七 三八隣―二 三九)	八幡川支川 左二(六七 三九)	八幡川支川 左三(六七 四〇)	八幡川支川 左四(六七 四一)	八幡川支川 左五(六七 四二)	八幡川支川 左六(六七 四三―一)	八幡川支川 左六(六七 四三―二)	八幡川支川 八(九五五 六)	八幡川支川 一〇(九五 六)
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。